

富士教育訓練センター

熱中症ガイドライン

(第 1 版)

職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会

富士教育訓練センター

令和 7 年 6 月 1 日

目次

1. ガイドラインの目的・基本方針・・・・・・・・・・	1
2. 熱中症予防の対策・・・・・・・・・・	1
3. ガイドラインの対象・・・・・・・・・・	1
4. 熱中症に罹患した場合・・・・・・・・・・	2
5. 熱中症の診断を受けるまで・・・・・・・・・・	2
6. 送出事業主の皆様へ・・・・・・・・・・	2
別紙1 フロー図・・・・・・・・・・	4
別紙2 一次避難図・熱中指数計設置位置・・・・・・・・	5
別紙3 熱中症の症状と分類・・・・・・・・・・	5

1. ガイドラインの目的・基本方針

富士教育訓練センター（以下、訓練センター）は、主に屋外型実習訓練の施設ではあるが、訓練生が労働安全衛生規則（※1）上、初期症状の放置から重症化に至る事案は少ないものと考えられる。しかしながら対応の遅れが重篤化を招くことも認識しているところで、危機管理の観点からも講師、職員などの関係者間での統一した対策を周知徹底する必要がある。

本ガイドラインは訓練生の療養環境の確保、講師、職員などの保護を主な目的とする。

2. ガイドラインの対象

熱中症に罹患した訓練生、講師および委託業者・職員を対象とする。

※1 労働安全衛生規則

（熱中症を生ずるおそれのある作業）

第六百十二条の二

1 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

3. 熱中症の早期発見及び予防の対策

熱中症を予防するためには気温や湿度など環境条件に配慮した活動が必要である。

- ①職員への啓発・・・・・・・・・・ 訓練生等の熱中症予防について、全職員・講師で共通理解を図る。
- ②訓練生への指導・・・・・・・・・・
 - 担任は、訓練生等が自ら熱中症の危険を予測し、安全確保の行動をとることができるように指導する。
 - 入校時の持ち物に、速乾性インナーや空調服を入れ指導する。
 - 寝不足による熱中症の発生を防ぐため、寮の消灯時間後の見廻りを強化し、生活習慣の乱れを防止させる。
 - 熱中タブレットを配布する等、塩分補給を促す。
 - 朝礼時に、涼しい場所での休憩や水分補給の指導を行う。
- ③体調不良を受け入れる醸成・・ 気兼ねなく体調不良を言い出せる、相互に体調を気遣える環境を醸成する。
- ④暑さの把握と共有・・・・・・・・ 熱中指数計の位置と暑さ指数（WBGT）の測定場所、測定タイミングを職員で共有する。
- ⑤事業主等への情報共有・・・・・・ 熱中症対策に係る事業主の理解醸成のため、暑さ指数（WBGT）に基づく訓練等の指針、熱中症警戒アラートの意味及作業環境の状況

確認の徹底。

【富士教育訓練センター指針】

■ WBGT 値 31℃以上が 1 時間以上又は WBGT 値 28℃以上で 1 日 4 時間を超えて直射日光があたる屋外実習場では、屋内実習に移動して行うなどの対応を行う。

28℃～31℃	屋外実習はこまめな水分補給と定期的な職員巡回指導を行う。
25℃～28℃	水分補給と職員巡回指導を行う。
25℃未満	水分補給を促す。

4. 熱中症に罹患した場合

熱中症の疑いが発生した場合、別紙 1「体調不調になった際の対応について」のルートからの対応となる。【別紙 1 フロー図 参照】

注意) 数年に一度、持病などとの合併で体調が急速に悪化する事案がある。救急車で対応をしておりますが、数時間発見が遅れた場合、命に関わった事例もある。訓練センターとしても安心・安全な環境整備を行っておりますが、一方の努力では限界があるのも事実です。

持病を報告されない訓練生もいます。送出事業主の責任において必ず確認と訓練センターへの報告をお願いします。

5. 熱中症の診断を受けるまで【別紙 1 フロー図 参照】

①体調が悪い訓練生は、日中は訓練センター職員・講師（休日は指導員または管理人）に申し出る。講義を欠席する場合は、本人から送出事業主に連絡させる。また、センター（担任）から事業主へ状況説明を行う。

②報告、脱衣、冷却後に症状が改善されない訓練生は、病院にて診察を受ける。また、本人の希望があれば当日中に病院での診察を受けることはできる。

※ただし、送出事業主に承諾を受けた場合のみ、かかりつけ医の病院へ行くため、公共交通機関や自転車にて帰宅することが可能。

※ただし、意識障害や高熱の場合などは脱衣、急冷処置後、即座に救急隊を要請する。

③その他は、自室にて療養させる。ただし体調改善が見られない場合は、タクシーを利用して医療機関へ搬送する。

6. 送出事業主の皆様へ

認定職業訓練を受講し助成金（人材開発支援助成金（人材育成支援コース））を利用する際、「訓練を受講した時間数が、実訓練時間数の 8 割以上」である必要があります。熱中症の罹患及び出席停止や出勤停止期間により助成金を受給できない可能性があります。詳細については、各都道府県労働局にご確認ください。また、労働安全衛生法で定められた「技能講習」、「特別教育」、「安全衛生教育」は法定時間があり、満了できない場合は、修了証は発行できません。

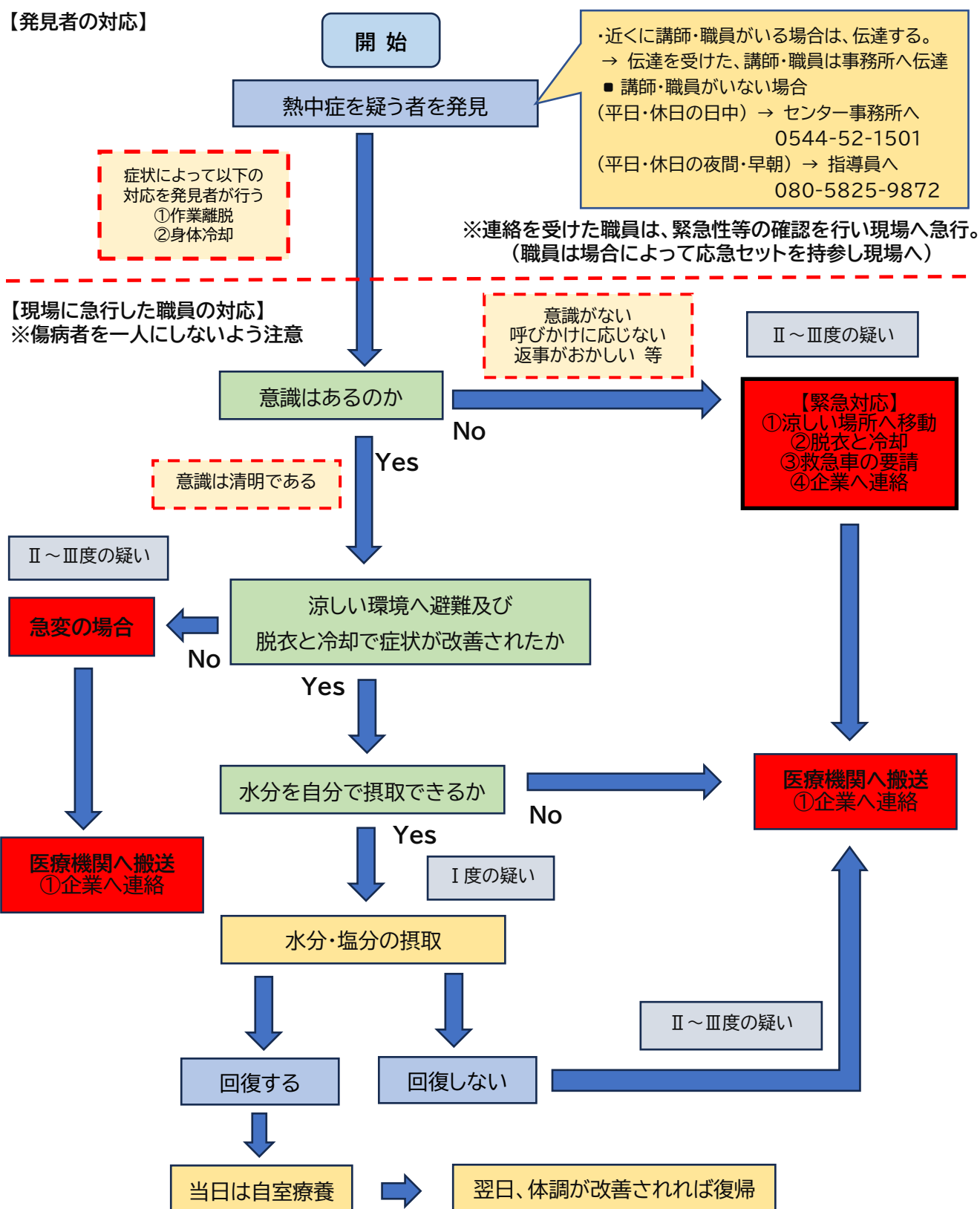
附 則

このガイドラインは、平常時の熱中症に関するガイドラインを定めたもので国及び静岡県の実施方針に基づき、内容を随時変更いたします。

令和 7 年 6 月 1 日 制定（第 1 版）

体調不良になった際の対応について

【発見者の対応】



【熱中症の救急処置(現場での応急処置)】

別紙 2 一次避難図



別紙 3 熱中症の症状と分類(『日本救急医学会熱中症分類』より)

	症 状	重症度	治 療	臨床症状からの分類
軽傷(Ⅰ度) (応急処置と見守り)	めまい、立ちくらみ、生あくび 大量の汗 筋肉痛、筋肉の硬直(こむら返り) 意識障害を認めない		通常は現場で対応可能 →冷所での安静、体表冷却、経口的に水分と Na の補給	熱けいれん 熱失神 Ⅰ度の症状が徐々に改善している場合のみ、現場の応急処置と見守りでOK
中等症(Ⅱ度) (医療機関へ)	頭痛、嘔吐 倦怠感、虚脱感 集中力や判断力の低下		医療機関での診療が必要 →体温管理、安静、十分な水分と Na の補給(経口摂取が困難なときには点滴にて)	熱疲労 Ⅱ度の症状が出現したり、Ⅰ度に改善が見られない場合、すぐ病院へ搬送する(周囲の人が判断)
重症(Ⅲ度) (入院加療)	下記の 3 つのうちいずれかを含む ▪ 中枢神経症状(意識障害、小脳症状、痙攣発作) ▪ 肝・肝臓機障害(入院経過観察、入院加療が必要な程度の肝または腎障害) ▪ 血液凝固異常(急性期 DIC 診断基準(日本救急医学会)にて DIC と診断)→Ⅲ度の中でも重症型		入院加療(場合により集中治療)が必要 →体温管理(体表冷却に加え体内冷却、血管内冷却などを追加)呼吸、循環管理 DIC 治療	熱射病 Ⅲ度が否かは救急隊員や、病院到着後の診療・検査により診断される

